

# ひょうごポリシーメイキングチャレンジ企画運営業務 仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごポリシーメイキングチャレンジ企画運営業務

## 2 業務目的

人口減少が進む中、兵庫の持続的な成長や発展を実現するためには、令和6年度から展開している「若者・Z世代応援パッケージ」の取組を一層強化していく必要がある。この取組は、幅広い分野における直接的な支援を基本とするため、常に新たな課題や若者のニーズを的確に把握することが重要である。

本事業では、大学生等の若者による政策提案チームを結成し、「学び」「子育て」「住まい」「仕事」の4分野を基本としたテーマを設定のうえ、令和9年度以降の県施策への反映を目標に、施策を検討することを目的とする。

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日

## 4 事業費

金 10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務概要

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の業務目的を踏まえ、事業を実施すること。

### 【委託業務の内容】

○政策提案チームの提案活動に関する「企画運営」および「伴走支援」

※政策提案チームは、最大20名（5名×4チーム）程度を想定

### （1）運営体制

受託者は、県の「若者・Z世代応援パッケージ」の取組や、その他国および地方自治体における若者支援に関する最新の動向、および若者の行政施策に対するニーズ等について、十分把握していること。

### （2）スケジュール（下記日程を目安に実施すること）

- 4月 ・政策提案チームの立ち上げ（発足式）
  - ・定例会の実施（1回）（事前・経過確認・定例会後フォロー目的伴走支援実施のこと）
    - ※原則として、定例会は対面実施とし、伴走支援はオンライン可とする
- 5月 ・定例会（1回/月）および伴走支援（3回/月）の実施
- ～ ・フィールドワークの実施（必要に応じて実施）
- 9月 ・政策提案会に向けた伴走支援の実施（資料作成、プレゼン、各種調整等）
- 10月 ・政策提案会の開催

### (3) 業務内容

#### ア 政策提案チームによる政策提案活動に関する企画運営業務

- ・各種会議等（発足式、定例会、政策提案会等）の企画運営
- ・政策提案チームによる政策提案活動にかかるスケジュール・進行管理

#### イ 政策提案チームによる政策提案活動に関する伴走支援

- ・専門的な助言および合意形成の補佐等による提案活動のサポート
- ・キーパーソンへのヒアリング、フィールドワークの企画および実施

## 6 その他

- (1) 必要に応じて、政策提案チームからの質疑応答に対応すること。
- (2) 事業終了後は、結果報告と業務の効果検証を行うこと。
- (3) 提案にあたり、記載事項を参照しつつ、より効果的な実施手法がある場合はその具体的な内容について提案すること。

## 7 業務実施上の留意点

### (1) 契約の締結

ア 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

### (2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

### (3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (4) 業務の履行に関する措置

ア 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

イ この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。

ウ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

### (5) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者が当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内において利用できるよう、受託者において著作権、肖像権、所有権等に関する手続き等を完了させること。

### (6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様と

する。

#### (7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

#### (8) 著作権・肖像権

ア 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。

イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

ウ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

#### (9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

#### (10) その他

ア 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

イ 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

ウ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。

エ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。

オ 委託者は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する委託者の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。

カ 委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

キ 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。

- ク 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。
- ケ 本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を委託者に返還するものとする。
- コ 令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が成立しない場合は本募集及び事業の実施を中止または廃止する場合がある。